

自動車リサイクル法に基づく 解体業・破碎業 許可申請等の手引き

令和 7 年 4 月
福 島 市

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	申請書の受付窓口について・・・・・・・・・・・・	4
III	新規許可、更新又は変更許可申請の場合・・・・・・・・	5
IV	変更届出の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
V	廃業等届出の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
VI	許可申請書等の記載要領・・・・・・・・・・・・・・	15
VII	添付書類の記載要領等（共通書類）・・・・・・・・	20

I はじめに

この手引きは使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく解体業及び破碎業の許可申請等について、事業者が当該申請等の事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。

1 使用済自動車

自動車のうち、その使用を終了したものをいい、その金銭的価値の有無にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）に基づく「廃棄物」として扱われ、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に従う必要があります。

2 解体業

(1) 役割

解体業者は、法に基づき引取業者又はフロン類回収業者から引き取った使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯その他有用な部品の回収を再資源化基準に従って適正に行い、指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者に引き渡すとともに、解体した自動車を破碎業者又は解体自動車全部利用者に引き渡します。

※ 解体自動車全部利用者とは、解体自動車を引き取り、解体自動車の全部を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者又は製品原料として輸出する事業者をいう。

(2) 必要な手続き

福島市内で解体業を行うには、申請書類を福島市に提出し、市長の許可を受ける必要があります。

※ 解体業者が引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、又は他の解体業者又は破碎業者に使用済自動車及び解体自動車を引き渡す行為については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

ただし、廃棄物処理法に定める収集運搬基準を遵守する必要があります。また、回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際に自ら運搬する場合も同様です。

3 破砕業

(1) 役割

ア 破砕前処理

解体業者又は他の破砕業者から引き取った解体自動車を法に基づく以下の基準（再資源化基準）に従って破砕前処理（圧縮又は切断）を行い、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡す。

※ 圧縮又は切断

解体業者が解体を終えた解体自動車を引き取り、ニブラ、ギロチンシャー等の重機や、プレス機、切断機を使用して、圧縮又はせん断を行う。

イ 破砕

解体業者又は他の破砕業者から引き取った解体自動車を再資源化基準に従って適正に破砕、分別し、自動車破砕残さを自動車製造業者に引き渡す。

※ 破砕

解体業者が解体を終えた解体自動車又は破砕前処理業者が前処理を終えた解体自動車を引き取り、シュレッダーを使用して解体自動車を破砕する。

(2) 必要な手続き

福島市内で破砕業を行うには、申請書類を福島市に提出し、市長の許可を受ける必要があります。

※ 破砕業者が解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引取り、又は他の破砕業者に解体自動車を引渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す行為については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法に定める収集運搬基準を遵守する必要があります。

解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法に定める処分又は再生の基準を遵守する必要があります。

破砕業の許可とは別に、解体自動車の破砕前処理又は破砕をする施設を設置する場合は、あらかじめ廃棄物処理法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可又は福島市産業廃棄物処理指導要綱第15条に基づく指定処理施設の設置届出が必要です。

Ⅱ 申請書等の受付窓口について

次の手続きは、福島市が受付窓口になります。

- (1) 福島市内の事業所で解体業又は破砕業を行おうとする事業者の新規許可申請
- (2) すでに福島市内で業の許可を受けている事業所の許可更新の申請
- (3) すでに福島市内で業の許可を受けている事業所の事業の範囲の変更許可申請
- (4) すでに福島市内で許可を受けている内容についての変更の届出等

なお、福島市以外の県内の市町村に所在する事業所に関する許可申請・変更届出等の手続きは、事業所の所在地により受付窓口が異なりますので、以下をご参照ください。

◎事業所が福島市内に所在する場合

受付窓口	所在地・連絡先
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266

◎事業所が郡山市またはいわき市に所在する場合

受付窓口	所在地・連絡先
郡山市 生活環境部 5 R 推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7439

◎事業所が福島市、郡山市及びいわき市以外の県内に所在する場合

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
県北地域 二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 電話：024-521-2722
県中地域 須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 電話：024-935-1502
県南地方 白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市字昭和町 269 電話：0248-23-1421
会津地方 会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話：0242-29-3908
南会津地方 南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話：0241-62-2062
相双地方 相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話：0244-26-1237

Ⅲ 新規許可、更新又は変更許可申請の場合

1 申請書

申請する業種及び内容に応じ、次のいずれかの申請書を提出してください。

業 種	様 式
(1) 解体業（新規、更新）許可申請	法定様式第五
(2) 破砕業（新規、更新）許可申請	法定様式第八
(3) 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書	法定様式第十

※ 破砕業の許可は、「破砕前処理」、「破砕」、「破砕前処理＋破砕」の3区分となっており、「破砕前処理」又は「破砕」で許可を取得している場合において、いずれか一方を追加する場合は変更の許可が必要です。

2 添付書類

申請する業種及び内容に応じ、次の書類を添付してください。

添付書類	特記事項
(1) 申請書の補足書類（法定の申請書に記載しきれない場合）	
ア 事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要	様式第1－1号
イ 他の解体業又は破砕業の許可状況	様式第1－2号
ウ 他の産業廃棄物処理業の許可状況	様式第1－3号
エ 事業場以外の積替え又は保管施設	様式第1－4号
オ 役員等の状況	様式第1－5号
カ 使用人の状況	様式第1－6号
キ 株主又は出資者の状況	様式第1－7号
ク 標準作業書	
(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等（破砕業の変更許可の場合、変更の内容に係るもの）	
ア 事業所の施設の概要書	解体業：様式第2－1号 破砕業：様式第2－2号
イ 事業所の位置図	
ウ 事業所内の配置図	
エ 解体業にあつては解体作業場、破砕業にあつては処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図	
オ 保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管施設の面積と容積の計算書	
カ 公害防止施設（設備）の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図	
キ その他、保管施設の囲い（門扉）、表示板等の構造図、詳細図	
(3) （破砕業の変更許可の場合、変更後の）施設の所有権（又は使用権原）を有することを証明する書類	
(4) 事業計画書及び収支見積書	様式第3号
(5) 申請者の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者が個人の場合
(6) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	申請者が法人の場合

(7) 法人役員の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者が法人の場合
(8) ・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する出資をしている株主又は出資者の株式数又は出資額を示す書類 ・株主又は出資者の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	申請者が法人の場合
(9) 使用人の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者が法人で、使用人がある場合
(10) 法定代理人の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者が未成年で、法定代理人が個人の場合
(11) 法定代理人の定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者が未成年で、法定代理人が法人の場合
(12) 誓約書（様式第4号）	
(13) 委任状	行政書士等に申請を委任する場合

3 添付書類の省略

- (1) 破砕業の申請時に、産業廃棄物（指定）処理施設の設置許可証の写しを提出する場合は、「2 添付書類」中の(2).工、オ、カ、キを省略することができます。
- (2) 更新で、内容に変更がない場合、「2 添付書類」中の(2).工、オ、カ、キ及び(3)を省略することができます。
- (3) 新規又は変更許可申請時に、先行許可証を提出する場合は、「2 添付書類」中の(5)、(7)、(8)、(9)、(10)を省略することができます。

※ 先行許可証とは

次の①又は②の要件を満たす許可証（福島市の許可に限らない。）の原本の提示及びその写しに奥書証明（注1）を付したものの。

ただし、当該申請に係る従前の許可証は使用できません。

- ① 廃棄物処理法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設設置の許可（変更許可を含む）であって、当該許可の日から5年を経過しないもの。（「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載があるもの（住民票、登記事項証明書を省略せずに取得した許可証）に限る）
- ② 法に基づく解体業又は破砕業の許可であって、当該許可の日から5年を経過しないもの（別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載があるもの。（住民票、登記事項証明書を省略せずに取得した許可証）に限る）
（注1）奥書証明は、“本証と相違ないことを証明する。令和○年○月○日氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）”と記載してください。

4 提出部数

申請書は2部（うち1部は申請者控え）提出してください。

5 申請手数料

申請手数料は、次の金額を廃棄物対策課窓口にて交付する納入通知書により、指定の金融機関にて納入してください。（納入通知書は申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に交付します）

業 種	新規許可申請	許可更新申請	変更許可申請
解 体 業	78,000 円	70,000 円	—
破 碎 業	84,000 円	77,000 円	67,000 円

6 許可の基準

審査の結果、(1)の共通基準のいずれにも該当せず、(2)の個別基準に適合していると認められる場合は、解体業、破碎業の（変更）許可をします。

(1) 共通基準

- ア 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ウ 法、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令（※1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
- キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの
- ク 法人でその役員又は使用人（※2）のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

コ 個人の使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(※1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律98号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(※2) 使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

2 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(2) 個別基準

ア 解体業の場合

(ア) 施設に係る基準

a 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

b 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること。ただし、必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

c 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下この c において同じ。）を回収する場合にあつては、廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝を設けること。

d 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(a) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(a)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、

この限りでない。

- (b) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (c) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
 - (d) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。
 - e 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置を講じ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (イ) 申請者の能力に係る基準
- a 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - (a) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
 - (b) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - (c) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）及び運搬の方法。
 - (d) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
 - (e) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
 - (f) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
 - (g) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (h) 火災予防上の措置
 - b 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

イ 破碎業の場合

(ア) 施設に係る基準

- a みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有す

ること。

- b 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。
- c 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。
 - (a) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。
 - (b) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。
- d 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。
 - (a) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (b) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(c)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
 - (c) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
 - (d) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

(イ) 申請者の能力に係る基準

- a 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - (a) 解体自動車の保管及び運搬方法
 - (b) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
 - (c) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法、自動車破砕残さの保管の方法、自動車破砕残さの運搬の方法
 - (d) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）
 - (e) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (f) 火災予防上の措置
- b 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

7 留意事項

- (1) 申請書及び添付書類は、「Ⅵ 許可申請書等の記載要領」及び「Ⅶ 添付書類の記載要領等（共通書類）」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。
予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で申請書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 申請書類・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。
- (6) 所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて作成してください。
- (7) 申請書の綴り込みはA4版の二穴あきファイルを使用し、別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴じてください。
- (8) 同時に2件以上の申請書を提出する場合は、いずれか1件の申請を除き、添付書類は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (9) 許可更新申請の場合、許可の有効期限のおおむね1～2ヶ月前から受け付けますので、余裕をもって申請してください。
- (10) 事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。許可証を手交いたします。
- (11) 許可更新申請及び変更許可申請をした場合は、現行の許可証を返戻していただきますので、許可証の手交の際にお持ちください。
- (12) 必要書類の不足・不備がある場合、申請書を受理できないことがあります。
- (13) 許可取得後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステム（電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有するもの）への登録をお願いします。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

IV 変更届出の場合

許可申請書に記載した内容に変更があった場合は、「**VI 許可申請書等の記載要領**」に従い**変更届出書(法定様式第七又は第十一)**に必要な事項を記入の上、**誓約書及び各変更内容に対応する添付書類を添えて、変更があった日から30日以内(役員の変更の場合は登記した日ではなく、変更のあった日から30日以内)**に提出してください。

なお、変更等の内容によっては、新たに許可申請する必要がある場合(例えば、個人事業者から法人事業者に移行する等)もありますので、あらかじめ担当窓口にご相談ください。

1 変更届出書

届出する業種に応じ、次のいずれかの届出書を提出してください。

業 種	様 式
(1) 解体業変更届出書	法定様式第七
(2) 破砕業変更届出書	法定様式第十一

2 添付書類

各変更内容に係る内容に応じ、次の書類を添付してください。

変 更 内 容	対 応 す る 添 付 書 類
(1) 氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者	(個人の場合) 住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(2) 事業所の名称及び所在地並びに事業所の施設概要(事業所の所在地、施設規模、保管施設の面積、保管容量)	事業所の位置図 事業所内での配置図 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管施設の面積と容積の計算書 公害防止施設(設備)の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 その他、保管施設の囲い(門扉)、表示板等の構造図、詳細図 施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類等
(3) 法人の場合は、その役員の氏名及び住所	該当する役員の住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)
(4) 法人の場合で、法施行令第5条に規定する使用人がある場合は、その者の氏名及び住所	該当する使用人の住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)
(5) 法定代理人がある場合は、その者の氏名及び住所	(個人の場合) 住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(6) 法人の場合で、株主又は出資者がある場合は、その者の氏名又は名称及び住所	(共通) 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額 (株主又は出資者が個人の場合) 住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (株主又は出資者が法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

その他の添付書類

内 容	様 式
(1) 誓約書	様式第 4 号
(2) 委任状（行政書士等に申請を委任する場合）	任意様式

3 提出部数

届出書は 2 部（うち 1 部は届出者控え）提出してください。

4 留意事項

- (1) 変更届出書及び添付書類は、「Ⅵ 許可申請書等の記載要領」及び「Ⅶ 添付書類の記載要領等（共通書類）」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。
予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で申請書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 届出を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 届出書・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A 4 版の大きさにしてください。
- (6) 所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて作成してください。
- (7) 別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴ってください。
- (8) 同時に 2 件以上の届出書を提出する場合は、いずれか 1 件の届出を除き、添付書類は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (9) 許可証の書換えが必要な場合、事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。書換え後の許可証を手交いたします。
- (10) 交付済みの許可証の記載事項に変更が生じた場合は、書き換えのため現行の許可証を返戻していただきますので、許可証の手交の際にお持ちください。
- (11) 必要書類の不足・不備がある場合、届出書を受理できないことがあります。
- (12) 変更届出提出後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステムへの登録変更手続きをお願いします。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

V 廃業等届出の場合

許可を受けた事業者が、次の内容に該当することとなった場合は、「VI 許可申請書等の記載要領」に従い廃業等届出書（様式第100号又は101号）に必要事項を記入の上、各事由に定める方が、その日から30日以内に提出してください。

事 由	届出提出者
(1) 個人事業者が死亡した場合	その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合※	その法人を代表する役員であった者
(3) 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
(5) その許可に係る解体業（破砕業）を廃止した場合	解体業者（破砕業者）であった個人又は法人を代表する役員

1 廃業等届出書

届出する業種に応じ、以下のいずれかの届出書を提出してください。

業 種	様 式
(1) 解体業廃業等届出書	様式第100号
(2) 破砕業廃業等届出書	様式第101号

※法人が合併により消滅した場合は「閉鎖事項全部証明書」を添付してください。

2 提出部数

届出書は2部（うち1部は届出者控え）提出してください。

3 留意事項

- (1) 廃業等届出書は、「VI 許可申請書等の記載要領」及び「VII 添付書類の記載要領等（共通書類）」に従い作成してください。
- (2) 原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。
予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で申請書を十分に確認できない場合があります。
- (3) 申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。
個人の場合：運転免許証、社員証、在留カード等
法人の場合：名刺、社員証等
- (4) 届出を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 届出書は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。
- (6) 現行の許可証を返戻していただきますので、届出書提出の際にお持ちください。
- (7) 必要書類に不足・不備がある場合、届出書を受理できないことがあります。
- (8) 廃業等届出提出後は、自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステムで廃業の手続きをお願いします。

【インターネットから廃業申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

【電話による問い合わせ先】

（公財）自動車リサイクル促進センター 電話：050-3786-7755

VI 許可申請書等の記載要領

○解体業（破砕業）（新規又は更新）許可申請書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 許可申請に係る様式の表題は、新規の場合「許可の更新」を削除、又は見え消しを、更新の場合「許可」を削除又は見え消しをしてください。本文中の記載も同様にしてください。
(2) 「※許可番号」「※許可年月日」 <u>更新のみ</u> 許可証に記載されている許可番号、許可年月日を記入してください。
(3) 申請年月日は、申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(4) 申請者の住所・氏名 ① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入してください。 ② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(5) 事業の範囲 <u>破砕業(法定様式第八)のみ</u> 次の区分に従い、記入してください。 ① 破砕前処理：解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断（シャーリング）処理のみを行う場合 ② 破砕：解体自動車の破砕処理（シュレッディング）を行う場合 ③ 破砕前処理及び破砕：解体自動車の圧縮又はせん断処理及び破砕処理の両処理を行う場合
(6) 事業所の名称及び所在地 ① 解体業又は破砕業に関する業務を行う全ての事業所を記入し、主たる事業所又は従たる事業所の別、事業所の名称、所在地を記入してください。 ② 複数の事業所がある場合は、次の「事業の用に供する施設の概要」における施設（破砕業にあつては「当該施設について廃棄物処理法の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」まで）と対応して記入してください。なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－1号を使用してください。
(7) 事業の用に供する施設の概要 ① 解体業 解体作業をする施設の施設数等を記入するとともに、図面等を添付する場合は、「別紙、事業所の施設を明らかにする図面等のとおり」と記入してください。 ② 破砕業 破砕（破砕前処理）施設の機械・機種名称、処理能力及び数量等を記入するとともに、「別紙、事業所の施設を明らかにする図面等のとおり」と記入してください。
(8) 産業廃棄物処理施設の許可状況 <u>破砕業のみ</u> ① 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の場合は、その許可年月日及び許可番号を記入してください。 ② 福島市産業廃棄物処理指導要綱に基づく指定処理施設の場合は、その受理年月日及び受理番号を記入してください。

なお、平成30年3月31日までに福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項の許可を受けた施設については、その許可年月日及び許可番号を記入してください。
(9) 他の解体業又は破砕業の許可状況 他に解体業又は破砕業の許可（他自治体のものを含む。）を有している場合には、その許可番号（申請中にあつては、申請年月日）を全て記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－2号を使用してください。
(10) 他の産業廃棄物処理業の許可状況 既に処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業）の許可を有している場合（他都道府県のものを含む。）には他の都道府県又は政令市分の全てを記入してください。また、他の都道府県に申請中の場合には申請年月日を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－3号を使用してください。
(11) 事業場以外の積替え又は保管施設の状況 解体業（破砕業）を行おうとする事業所以外の場所で、使用済自動車又は解体自動車（破砕業にあつては、解体自動車又は自動車破砕残さ）の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限を記入してください。なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－4号を使用してください。
(12) 役員の状況（申請者が法人である場合） 法人の場合には、法第62条第1項第2号チに規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、役職名、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－5号を使用してください。
(13) 使用人の状況 法施行令第5条に規定する使用人（※注）がある場合、その全ての者の氏名、ふりがな、役職名、住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）、生年月日、本籍を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－6号を使用してください。 ※注 法施行令第5条に規定する使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものです。 ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業及び破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(14) 法定代理人 法第62条第1項第2号トに規定する未成年者であり、かつその法定代理人が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）、電話番号を記入してください。 法定代理人が法人の場合は、登記上の住所、法人名、代表者の職及び氏名、電話番号を記入し、さらに役員の氏名、役職、住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。

(15) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） ① 発行株式の総数及び出資の額を記入してください。 ② 該当する者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－7号を使用してください。
(16) 標準作業書の記載事項 標準作業書に記載すべきそれぞれの事項を記入してください。 なお、全てを記入しきれない場合は、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも差し支えありません。 標準作業書は、環境省が公表している自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン（標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ作成）を参考にして作成してください。 ◎自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン 【公開ページ】 http://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf

○破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 申請年月日は、申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(2) 申請者の住所・氏名 ① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入してください。 ② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(3) 許可の年月日及び許可番号 変更しようとする現有許可の許可年月日と許可番号を記入してください。
(4) 変更の内容 事業の範囲に係る変更の内容を記入してください。 ◎記入例→「破砕の追加」（破砕前処理からの変更）
(5) 変更の理由 変更することになる具体的な理由を記入してください。
(6) 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要 事業範囲の変更に伴い破砕業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力に変更が生じる場合は、変更に係る破砕業の用に供する施設について、機械・機種名称、処理能力及び数量等を記入するとともに、「別紙、事業所の施設を明らかにする図面等のとおり」と記入してください。変更がない場合は、その旨を記入してください。
(7) 産業廃棄物処理施設の許可状況 ① 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の場合は、その許可年月日及び許可

番号を記入してください。

② 福島市産業廃棄物処理指導要綱に基づく指定処理施設の場合は、その受理年月日及び受理番号を記入してください。

なお、平成30年3月31日までに福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項の許可を受けた施設については、その許可年月日及び許可番号を記入してください。

(8) 事業場以外の積替え又は保管施設の状況

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で、使用済自動車又は解体自動車（破砕業にあっては、解体自動車又は自動車破砕残さ）の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限を記入してください。なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1－4号を使用してください。変更がない場合は、その旨を記入してください。

(9) 解体業（破砕業）（新規又は更新）許可申請書の（11）～（16）と同様に記入してください。

○解体業（破砕業）変更届出書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項									
(1) 届出年月日は、届出書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。									
(2) 届出者の住所・氏名									
① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入してください。 ② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。									
(3) 許可を受けた日付と番号									
許可証に記載されている「許可の年月日」及び11桁の「許可番号」を記載してください。									
(4) 変更の内容									
新旧のそれぞれの欄に変更後、変更前の内容を記入してください。 ◎記入例（役員の変更の場合）									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">代表取締役 福島 太郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取締役 福島 三郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取締役 福島 花子（就任）</td> </tr> </tbody> </table>	新	代表取締役 福島 太郎	取締役 福島 三郎	取締役 福島 花子（就任）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">代表取締役 福島 太郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取締役 福島 三郎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取締役 福島 五郎（退任）</td> </tr> </tbody> </table>	旧	代表取締役 福島 太郎	取締役 福島 三郎	取締役 福島 五郎（退任）
新									
代表取締役 福島 太郎									
取締役 福島 三郎									
取締役 福島 花子（就任）									
旧									
代表取締役 福島 太郎									
取締役 福島 三郎									
取締役 福島 五郎（退任）									
(5) 変更の理由									
変更の理由を記入してください。 ◎記入例									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 役員の変更の場合 → 令和4年4月1日付 役員改選による など 住所の変更の場合 → 本社の移転による住所の変更 など </td> </tr> </table>		役員の変更の場合 → 令和4年4月1日付 役員改選による など 住所の変更の場合 → 本社の移転による住所の変更 など							
役員の変更の場合 → 令和4年4月1日付 役員改選による など 住所の変更の場合 → 本社の移転による住所の変更 など									
※ なお、変更の内容や理由の全てを記入しきれない場合等は、任意の様式で新旧対照表等を作成し、添付してください。									

○解体業（破砕業）廃業等届出書

記 入 要 領 及 び 注 意 事 項
(1) 届出年月日は、届出書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。
(2) 届出者の住所・氏名 ① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入し、印鑑登録している印鑑を押印してください。 ② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。
(3) 許可年月日及び許可番号 許可証に記載されている「許可の年月日」及び11桁の「許可番号」を記載してください。
(4) 廃業等の年月日 廃業等の年月日を記入してください。
(5) 廃業等の内容 廃業等の内容を記入してください。福島市内に事業所が複数ある場合は、廃業等した事業所の名称及び所在地を記入してください。
(6) 廃業等の理由 該当する理由の欄に✓印を記入してください。

VII 添付書類の記載要領等（共通書類）

添付書類の種類	記入要領及び注意事項等
1 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等	(1) 事業所の施設の概要書（様式第2号） 処理施設、保管施設等の構造・設備、生活環境の保全上支障防止の対策等の概要について記入してください。 (2) 事業所の位置図 1/50,000 又は 1/25,000 程度の地形図等に朱書きで事務所の位置を明示してください。 (3) 事業所内の配置図 周辺の建物等の状況が分かる地図等に朱書きで事業所内での施設、設備又は事務所等の配置を明示する図面を作成してください。 (4) 解体業にあっては解体作業場、破砕業にあっては処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 (5) 保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管施設の面積と容積の計算書 (6) 公害防止施設（設備）の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図 (7) その他、保管施設の囲い（門扉）、表示板等の構造図、詳細図 (4)～(7)については、以下のア～ウに留意して作成してください。 ア 必ずしも正式図面でなく、手書きによりサイズ、形状、材質等を明示した程度の図面と写真の添付でもかまいません。 イ 同一図面に複数の内容を明示してもかまいません。 ウ 生活環境の保全上支障防止のための施設（設備）については、雨水排除・油水分離に係る設計計算書、必要に応じて騒音対策等を記載したものを添付してください。
2 施設の所有権（又は使用権原）を証明する書類等	所有権：土地又は建物の登記簿謄本等 使用権原：土地又は建物の賃貸借契約書等
3 事業計画書及び収支見積書（様式第3号）	(1) 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。） ① 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載してください。 ② 有用物回収品目、発生廃棄物について記載してください。 ③ 各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付してください。 (2) 解体業にあっては使用済自動車（破砕業にあっては解体自動車）等の引取実績について記載してください。 (3) 解体（破砕）実績 (4) 解体（破砕）能力 (5) 保管の状況 (6) 年間収支見積書
4 申請者の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	(1) 申請者が個人である場合において添付してください。 (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し（住民票抄本）については<u>本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないもの</u>としてください。 ※ 外国人の方は、国籍が記載された住民票の写しを添付してください。

5 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	(1)申請者が法人である場合において添付してください。 (2)定款及び登記事項証明書には、申請する業種に関する規定があることを確認してください。 (3) 登記事項証明書は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
6 法人役員の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	(1) 申請者が法人である場合において、法第62条第1項第2号チに規定する役員（<u>監査役を含み、もしくは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる場合を含む。</u>）のものを添付してください。 (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとし、住民票の写し（住民票抄本）については<u>本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないもの</u>としてください。 ※ 外国人の方は、国籍が記載された住民票の写しを添付してください。 ※ 外国在住の外国人の方がいる場合は、パスポートの写し、領事館の証明書、現地の住民票等、身分を公的に証明する書類を提出してください。 なお、登記事項証明書（登記されていないことの証明）は、外国在住の外国人の方であっても東京法務局で取得可能です。
7 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する出資をしている株主又は出資者の株式数又は出資額を示す書類及び株主又は出資者の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	(1) 株主又は出資者の株式数又は出資額を示す書類 ア 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合において添付してください。 イ 該当する者の株式数又は出資額を示す書類を提出してください。（許可申請書の添付書類（様式第1－7号）で代用可能です。） (2) 株主又は出資者の住民票の写し（住民票抄本）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の場合は登記事項証明書 ア 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているものがある場合において添付してください。 イ 該当する者が個人の場合にはその者の住民票の写し（住民票抄本）及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、法人の場合にはその法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。 ウ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとし、住民票の写し（住民票抄本）については<u>本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないもの</u>としてください。

8 使用人の住民票の写し (住民票抄本) 及び成年被 後見人及び被保佐人に該当 しない旨の登記事項証明書	(1) 法施行令第5条に規定する使用人(本支店の代表者や契約締結 権限のある使用人)がある場合において添付してください。 (2) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとし、住民票の写し (住民票抄本)については <u>本籍が記載されたもので、個人番号の 記載のないもの</u> としてください。
9 法定代理人の住民票の 写し(住民票抄本) 及び成 年被後見人及び被保佐人に 該当しない旨の登記事項証 明書 (法人の場合は定款又は寄 附行為及び登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)、法 人役員の住民票の写し(住 民票抄本) 及び成年被後見人 及び被保佐人に該当しない旨 の登記事項証明書)	(1) 申請者が法第61条第1項第4号に規定する未成年者である 場合において添付してください。 (2) 該当する者が個人の場合にはその者の住民票の写し(住民票 抄本) 及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、 法人の場合にはその法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明 書(履歴事項全部証明書)、役員の住民票の写し(住民票抄本) 及び 登記事項証明書(登記されていないことの証明書)を添付して ください。 (3) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとし、住民票の写し (住民票抄本)については <u>本籍が記載されたもので、個人番号の 記載のないもの</u> としてください。
10 誓約書 (様式第4号)	申請者又は申請者が法人である場合はその役員、使用人、法定 代理人及び株主(出資者)が、法第62条第1項第2号イから又 に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。
11 先行許可証の 写し	(1) 新規又は変更許可申請時には、先行許可証の写しを提出する ことで、以下の書類を省略することができます。 ① 申請者(個人申請者)の住民票の写し(住民票抄本) 及び成年被 後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(以下、②～ ⑤において、「住民票の写し及び登記事項証明書」という。) ② 法人役員の住民票の写し及び登記事項証明書 ③ 株主及び出資者の住民票の写し及び登記事項証明書(法人株主 にあつては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)) ④ 法施行令第5条に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項 証明書 ⑤ 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
12 省略添付書類 一覧表 (様式第5号)	(1) 更新申請の場合は、次の添付書類を省略することができます。 書類を省略した場合は、省略した書類の種類とその省略の理由を 記入してください。 ① 事業所の施設を明らかにする図面等 ② 施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類等 (2) 先行許可証を提出したことにより上欄に記載した書類を書略し た場合は、その旨を記載してください。
13 委任状	行政書士等に申請等を委任する場合、行政書士等は申請者から 申請等に係る委任を受けていることを示す委任状を提出してくだ さい。委任状の様式は任意となります。